

<問題1>

東京にあるプラントメーカーAは、タイにあるメーカーBから輸出令別表第1の3の項（2）に関連するバルブXを輸入し、海外で販売する予定である。購入前にバルブXの該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の3の項（2）は、M T C Rの規制なので、M T C Rのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
2. 輸出令別表第1の3の項（2）は、原子力供給国グループ（N S G）の規制なので、N S Gのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
3. 輸出令別表第1の3の項（2）は、オーストラリア・グループ（A G）の規制なので、A Gのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。

<問題2>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Aは、タイのメーカーBより、外為令別表の8の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。
- B 名古屋の貿易会社Aは、中国のメーカーBより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category3 Electronics の英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。
- C 大阪の貿易会社Aは、香港のメーカーBより、外為令別表の6の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の6の項は、NSGの規制なので、NSGのサイトにある英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題3>

次のAからCまでのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 経済産業省の「最近の違反原因分析（2012～2013）」によれば、違反原因の1位は、キャッチオール規制に関する企業や大学等が多いことから、「用途・需要者確認誤り」となっている。
- B 経済産業省の「最近の違反原因分析（2012～2013）」によれば、日本企業の出荷管理は、厳格なので、違反原因に「出荷確認等の誤り」は、挙げられていない。
- C 経済産業省の「最近の違反原因分析（2012～2013）」によれば、故意や過失で、無許可輸出（提供）を行う者がいるので、違反原因に「故意・重過失」は、挙げられている。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題4>

次のAからCまでのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」には、非居住者は含まれない。
 - B 外為法第48条第1項の輸出許可については、運用通達で規定している輸出許可基準により行われる。
 - C 税関は、輸出令第5条により、貨物や技術を輸出（提供）しようとする者が外為法第48条第1項及び第25条第1項の規定による許可又は当該許可を受けることを要しないことを証明しなければならない。
1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題5>

AからCまでのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 外為法第25条第1項の「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいうので、国内の研究者が、外国の非居住者に無償で技術指導する場合は、この「取引」にあたる。
- B 外為法第25条第1項の「提供」とは、他者が利用できる状態に置くことをいう。
- C 外為法第25条第1項の「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいうので、スズメバチの生態を撮影したビデオは、この「技術」にあたらない。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題6>

役務通達別紙1－2にある「いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈」について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかくわらず、中国など国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性があることから、リスト規制該当技術を保管する場合は、役務取引許可を取得する必要がある。
 - B ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらない。
 - C サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムがリスト規制該当技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引許可が必要である。
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個

<問題7>

外為令別表の5の項に関するAからCまでの説明のうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

外為令別表の5の項

	技　　術
5	(1) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (5) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (6) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。) (7) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。) (8) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)

- A 外為令別表の5の項では、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術を規制しており、輸出令別表第1の5の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術は、規制していない。
- B 複合材料の設計に係る技術は、まず外為令別表の5の項(7)で該非判定を行い、該当しない場合、外為令別表の4の項で該非判定を行う。
- C 外為令別表の5の項中の「経済産業省令」とは、すべて貨物等省令のことである。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題8>

大阪のメーカーAは、自動車部品の洗浄装置X（リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格100万円）の中に、輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブ α （洗浄装置Xの初期製造時に、バルブの専門店で15万円で購入）を洗浄装置Xに正当に組み込んで、来月、輸出する予定である。この場合、バルブ α の輸出許可の要不要について適切なものを1つ選びなさい。

1. 運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。
2. 運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
3. 運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

<問題9>

横浜のメーカーAは、1ヶ月前にシンガポールのメーカーBから輸入した測定装置X（輸出令別表第1の2の項該当）が故障したので、近日、修理のため、シンガポールに送り返す予定である。この場合、メーカーAの輸出許可の要不要について適切なものを1つ選びなさい。

1. 無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
2. 無償告示第一号1の規定が適用できないので、輸出許可が必要である。
3. 無償告示第一号1の規定は適用できないが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、当該包括許可を適用して、輸出することができる。

<問題10>

以下のAからCのうち、誤っている組合せの番号を1つ選びなさい。

- A 大阪にある素材メーカーAは、ドイツにある電機メーカーBから輸出令別表第1の5の項（3）に該当する貨物（告示貨物でない。）の注文を受けた。総価額が、270万円だったので、発送を3回に分ければ、それぞれ少額特例を適用して輸出できる。
- B 名古屋にある素材メーカーAは、アメリカにある武器メーカーBから、輸出令別表第1の5の項（16）に該当する貨物（告示貨物でない。）の注文（総価額は90万円）を受けた。用途を確認したところ、機関銃の製造に使用すると連絡を受けた。この場合でも、素材メーカーAは、少額特例を適用して、輸出することができる。
- C 福岡にある工作機械メーカーAは、タイにある日系の電機メーカーBに、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台（総価額は500万円）を無償で1年間貸し出す予定である。工作機械メーカーAは、無償で貸し出すので、少額特例を適用して、輸出することができる。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題11>

以下のAからCのうち、貿易外省令第9条第2項第九号について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 大阪にあるA大学院は、外為令別表の2の項に該当するプログラムXのソースコードを誰もがアクセスできるA大学院のホームページで公開しているが、当該プログラムX自体は一切公開していない。したがって、後日、A大学院が、非居住者や外国の大学に当該プログラムXを提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- B 東京にある測定機器メーカーAでは、同社の国内の取引先（約2,000社）であれば、工場見学の際にリスト規制に該当する技術を含む資料Xを配布している。よって、資料Xは公知の技術といえるので、非居住者に提供する場合も、役務取引許可は不要である。
- C 京都にあるA大学のX教授は、3年前に出版され、現在は絶版になっているロボット工学の専門書Y（リスト規制に該当する技術が含まれている）をイランにある大学Bに寄贈する場合、役務取引許可は不要である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題12>

東京にある総合商社Aは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置X（総価額90万円）をアメリカにあるメーカーBに輸出する契約を1月5日に結んだ。暗号装置Xは、少額特例を適用して、2月2日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY（外為令別表の9の項に該当）をメーカーBに送る場合の対応について、適切なものを1つ選びなさい。なお、外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号で規制されていない。

1. この場合、総合商社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、操作マニュアルYを契約前でも役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、総合商社Aは、契約を締結した1月5日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
3. この場合、総合商社Aは、暗号装置Xを輸出申告した日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。

<問題13>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーAは、フィリピンにあるメーカーBより輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーBからは、当該マイコンを使用して、フィリピン陸軍用の無線機に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッヂオール規制の用途要件に該当するので、メーカーAは、輸出許可申請が必要である。
- B 東京にあるメーカーAは、フランスにあるメーカーBより輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーBからは、当該マイコンを使用して、大陸間弾道ミサイルの部品に使用する連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッヂオール規制の用途要件に該当するので、メーカーAは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にあるメーカーAは、中国にある企業Bに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出した後に、企業Bから、実は民生用途ではなく戦車の製造に使用したと連絡を受けた。この場合、メーカーAは、無許可輸出の外為法違反に問われる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題14>

以下のAからCのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出者が、外国ユーザーリストを入手した場合は、内容を確認していなくとも、核兵器等開発等省令中の「輸出者が入手した文書等」に該当する。
- B 東京にある貿易会社Aの担当者Xは、リスト規制に該当しないセンサー10,000個を中国にあるメーカーBに輸出しようとしたところ、ライバル企業である貿易会社Cの担当者Yから、メーカーBは、中国の大陸間弾道ミサイルの部品を製造しているらしいと言われた。この場合、貿易会社Aは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- C 大阪にある貿易会社Aは、来月、リスト規制に該当しない光センサー1,000個をパキスタンにあるメーカーBに輸出する予定である。貿易会社Aの営業担当者がパキスタンにあるメーカーBの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰された楯や勲章を多数見つけた。この場合、メーカーBは、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Aは、輸出許可申請が必要である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 名古屋にある貿易会社Aは、アメリカにあるメーカーBから戦闘機専用の部分品 α （輸出令別表第1の1の項該当）を購入し、イスラエルのメーカーCに売却する予定である。当該部分品 α は、メーカーBからメーカーCに直接輸出される。この場合、貿易会社Aは、戦闘機用の部分品 α の仲介貿易を行う際、仲介貿易取引許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を中国にあるメーカーBより購入し、パキスタンにあるメーカーCに売却する予定である。当該貨物は、メーカーBよりメーカーCに直接輸出される。メーカーCの用途は、家電の製造であるが、メーカーCが「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可が必要である。
- C 横浜にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の5の項（1）に該当する貨物（総価額50万円）をシンガポールにあるメーカーBより購入し、パキスタンにあるメーカーCに80万円で売却する予定である。当該貨物は、メーカーBよりメーカーCに直接輸出される。メーカーCの用途は、大陸間弾道ミサイルの製造である。この場合、貿易会社Aは、輸出令第4条第1項第四号の少額特例が適用できるので、仲介貿易取引許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題16>

以下のAからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社AのX課長は、フランス在住の旧ソ連の科学者B氏から戦車の製造技術 α （外為令別表の1の項に該当）を売りたいとメールで相談を受けた。X課長は、パキスタンにある軍関係の研究所Cに確認したところ、是非、購入したいと連絡を受けたので、B氏から製造技術 α を購入し、研究所Cに売却する予定である。なお、製造技術 α は、B氏から研究所Cに直接提供される。この場合、貿易会社Aは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Aは、フランスにある大手書店Bから最近出版された暗号プログラムの専門書X（外為令別表の9の項に該当する技術を含む。）を購入し、ロシアにある企業Cに売却する予定である。専門書Xは、大手書店Bから企業Cに直接郵送される。貿易会社Aは、企業Cから、大陸間弾道ミサイルの通信を暗号化するために使用すると連絡を受けていたとしても、この場合、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は不要である。
- C 大阪にあるソフト開発会社Aは、タイにある会社Bから、外為令別表の7の項に該当する半導体のCADソフトXを購入し、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学C（懸念区分は、ミサイル）に売却する予定である。なお、CADソフトXは、タイから中国に直接郵送されるが、ソフト開発会社Aが、大学Cに用途を確認したところ、「用途は言えない。」と連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、ソフト開発会社Aは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可が必要である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題17>

以下のAからCのうち、許可の申請先が安全保障貿易審査課の組合せを1つ選びなさい。

- A 仲介貿易取引許可申請
- B キャッヂオール規制の輸出許可申請
- C 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題18>

以下のAからCのうち、違反した場合の罰金について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物（価格800万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、4,000万円以下である。
- B 外為令別表の6の項に該当するプログラム（価格100万円）を無許可で、提供した場合の罰金は、500万円以下である。
- C 外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格500万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、1,000万円以下である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

<問題19>

以下のAからCのうち、下線部分が、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーAは、輸出許可申請に時間がかかると納期に間に合わないので、輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械を輸出令別表第1の6の項（2）に該当する工作機械と偽って、個別の輸出許可を取得し、タイにあるメーカーBに輸出した。この場合、メーカーAは、外為法第70条第1項第三十三号で処罰される。
- B 大阪にあるメーカーAは、中国にあるメーカーBから輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械10台の注文を受けた。中国向けに個別の輸出許可申請をすると時間もかかり、提出書類も多いので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、一旦、韓国にある子会社Cに輸出し、韓国の子会社Cから中国のメーカーB向けに輸出することにした。この場合、メーカーAは、外為法第70条第1項第三十三号で処罰される。
- C 横浜にある貿易会社AのX営業課長は、会社の営業ノルマを達成するため、営業部長と相談し、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を「非該当」と偽り、無許可で中国にあるメーカーBに輸出した。この場合、貿易会社Aは、外為法第72条第1項に問われる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題20>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にある素材メーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っていないが、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- B 大阪にある電機メーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っているが、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」及び「輸出等業務従事者」に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行う法的義務がある。
- C 東京にあるプラスチックの専門商社Aは、リスト規制に該当しないプラスチックの輸出を行っている。全社員は、役員を含めて100名であるが、そのうち、海外営業部門は、海外事務のスタッフを含めて、計60人である。この場合、専門商社Aは、遵守基準省令によって、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象の社員は、60名で、法的義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の2の項に該当するNC工作機械と同時に提供される当該貨物を使用するための汎用のNCプログラムX（外為令別表の2の項（2）に該当）は、オブジェクトコードで提供されるのであれば、貿易外省令第9条第2項第十四号ハの規定により、役務取引許可は不要である。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京のポンプメーカーAは、過去に輸出許可を取得して、英國の化学メーカーBに輸出したポンプ1台（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が壊れたので、日本に送り返してもらった。到着後、東京のポンプメーカーAは、修理し、英國に返送する場合、修理費用と送料を合わせて、20万円かかったが、貨物自体を無償で輸出するのであれば、輸出許可は不要である。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

米国の輸出管理規則(EAR)は米国からの輸出を規制しているため、米国に所在するグループ会社は EAR を遵守する必要があるが、日本に所在する日本企業は EAR を遵守する必要はない。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)に違反して取引権限が停止されている取引権限停止者(Denied Persons)向けに EAR 規制対象品目を輸出又は再輸出することは禁止されているが、日本国内における EAR 規制対象品目の取引権限停止者との取引は禁止されていない。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって科学コミュニティで共有される技術は、輸出管理規則(EAR)の規制対象とならない。